

議案第26号

北上市体育施設条例の一部を改正する条例

北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<u>北上市体育施設条例</u> （設置） 第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため、<u>体育施設</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>体育施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>北上市民弓道場</u></td><td><u>北上市大通り一丁目3番1号</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table> 2 北上総合運動公園内に設置される<u>体育施設</u>については、別に条例で定める。 （使用期間等） 第3条 <u>体育施設</u>の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （<u>体育施設</u>の休館日）	名称	位置	〔略〕		<u>北上市民弓道場</u>	<u>北上市大通り一丁目3番1号</u>	〔略〕		<u>北上市スポーツ施設条例</u> （設置） 第1条 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため、<u>スポーツ施設</u>を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>スポーツ施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td><u>北上市民武道館</u></td><td><u>北上市幸町1番30号</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> </table> 2 北上総合運動公園内に設置される<u>スポーツ施設</u>については、別に条例で定める。 （使用期間等） 第3条 <u>スポーツ施設</u>の使用期間及び使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。 （休館日）	名称	位置	〔略〕		<u>北上市民武道館</u>	<u>北上市幸町1番30号</u>	〔略〕	
名称	位置																
〔略〕																	
<u>北上市民弓道場</u>	<u>北上市大通り一丁目3番1号</u>																
〔略〕																	
名称	位置																
〔略〕																	
<u>北上市民武道館</u>	<u>北上市幸町1番30号</u>																
〔略〕																	

第4条 体育施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、プール施設の個人使用については、この限りでない。

2・3 [略]

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 体育施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第7条 体育施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 体育施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第4条 スポーツ施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、北上市民展勝地プールを個人が使用する場合は、この限りでない。

2・3 [略]

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(1)～(3) [略]

(4) スポーツ施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第7条 スポーツ施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。

(1)～(3) [略]

(4) スポーツ施設の管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第9条 体育施設においては、次の行為を行ってはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 前各号のほか、風俗を乱し、又は体育施設の管理に支障のある行為をすること。

2 [略]

(使用料)

第10条 使用者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、使用者が入場料、会費又はこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、別表第4に定める使用料を加算した額を使用料とする。

2 前項に規定する使用料は、許可と同時に徴収する。

(使用料の減免)

第11条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例(平成22年北上市条例第25号。以下「減免条例」という。)の規定により、使用料を減免することができる。ただし、次に規定する施設の使用料及び附帯設備の費用については、減免の対象としない。

(1) [略]

(2) 別表第3に掲げる施設の夜間照明施設の使用料

第9条 スポーツ施設においては、次の行為を行ってはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 前各号のほか、風俗を乱し、又はスポーツ施設の管理に支障のある行為をすること。

2 [略]

(使用料)

第10条 使用者(北上市民展勝地プールを使用する個人を含む。以下同じ。)は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。ただし、使用者が入場料、会費又はこれらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、別表第4に定める使用料を加算した額を使用料とする。

2 前項に規定する使用料は、許可と同時に徴収する。ただし、北上市民展勝地プールの使用にあつては、当該プールに入場するときに徴収する。

(使用料の減免)

第11条 市長は、北上市公の施設の使用料等減免条例(平成22年北上市条例第25号。以下「減免条例」という。)の規定により、使用料を減免することができる。ただし、次に規定する施設の使用料及び附帯設備の費用については、減免の対象としない。

(1) [略]

(2) 別表第3に掲げる施設の夜間照明施設の使用料及び北上市民武道館の冷暖房費用

2 [略]

(使用料の不還付)

第12条 [略]

(権利譲渡等の禁止)

第13条 [略]

(損害賠償)

第14条 [略]

(指定管理者の指定等)

第15条 体育施設の管理は、北上市民展勝地プールを除き地方

2 [略]

(使用料の不還付)

第12条 [略]

(利用料金)

第13条 市長は、第16条の規定により北上市民展勝地プールの指定管理者を指定したときは、第10条に規定する使用料を利用料金として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第10条から前条までの規定は、前項の使用料を利用料金として、指定管理者の収入として収受させる場合に準用する。この場合において、第11条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が第10条に規定する使用料の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、これを告示しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 [略]

(損害賠償)

第15条 [略]

(指定管理者の指定等)

第16条 スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第

自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2～4 [略]

（指定管理者の指定等の告示）

第16条 [略]

（指定管理者による管理の基準）

第17条 指定管理者の行う体育施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

（指定管理者の業務）

第18条 体育施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

（事業報告書の提出）

第19条 [略]

（補則）

第20条 [略]

別表第1（第3条関係）

67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

2～4 [略]

（指定管理者の指定等の告示）

第17条 [略]

（指定管理者による管理の基準）

第18条 指定管理者の行うスポーツ施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

（指定管理者の業務）

第19条 スポーツ施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

（事業報告書の提出）

第20条 [略]

（補則）

第21条 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	使用期間	使用時間	摘要
[略]			
北上市民展勝地プール	7月及び8月	[略]	
北上市民弓道場	[略]		
[略]			

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
北上市民弓道場	[略]
[略]	
[略]	

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民弓道場		1時間まで ごとに	専用 使用	高校生以下	170
				一般	570
			個人使用		100

名称	使用期間	使用時間	摘要
[略]			
北上市民展勝地プール	6月から9月 までの間で市 長が定める期 間	[略]	
北上市民武道館	[略]		
[略]			

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
北上市民武道館	[略]
[略]	
[略]	

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市民武道館	柔剣 道場	1面1時間 までごとに	高校生以下	170	冷暖房を使 用する場合 には100分 の50に相当 する額を加 算する。
			一般	570	
	弓道 場	1時間まで ごとに	専用 使用	高校生以下	170
				一般	570
			個人使用		100
	会議	1時間まで		270	

							室	ごとに			
[略]						[略]					
備考	1 物品の販売その他の商行為を行う場合は、使用区分（ <u>展勝地プール及び夜間照明施設を除く。</u> ）ごとの使用料を5倍した額とする。					備考	1 物品の販売その他の商行為を行う場合は、使用区分（ <u>展勝地プール、夜間照明施設及び冷暖房費を除く。</u> ）ごとの使用料を5倍した額とする。				
	2 市外の者（北上市民成田スポーツ交流館については、花巻市成田に住所を有するものを除く。）が使用する場合は、使用区分（ <u>展勝地プール及び夜間照明施設を除く。</u> ）ごとの使用料を2倍した額とする。 。						2 市外の者（北上市民成田スポーツ交流館については、花巻市成田に住所を有するものを除く。）が使用する場合は、使用区分（ <u>展勝地プール、夜間照明施設及び冷暖房費を除く。</u> ）ごとの使用料を2倍した額とする。				
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の北上市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）の実施に必要な北上市民武道館に係る使用の申請及び許可は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。この場合において、市長が行った許可で現にその効力を有するものは、指定管理者が行った許可とみなす。
- 3 新条例の実施に必要な北上市民展勝地プール及び北上市民武道館に係る指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市民武道館の設置及び北上市民展勝地プールの使用期間延長のほか、所要の改正をしようとするものである。